

釜石市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和3年9月6日から令和4年1月27日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年3月4日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	危機管理監消防課	令和3年9月6日から令和3年9月9日まで
2	教育委員会事務局総務課	令和3年9月27日から令和3年9月30日まで
3	総務企画部総合政策課	令和3年10月4日から令和3年10月7日まで
4	建設部建設課	令和3年10月18日から令和3年10月21日まで
5	建設部都市計画課	令和3年10月25日から令和3年10月28日まで
6	文化スポーツ部文化振興課	令和3年11月8日から令和3年11月11日まで
7	文化スポーツ部国際交流課	令和3年11月15日から令和3年11月18日まで
8	産業振興部商工観光課 産業振興部商工観光課働く婦人の家	令和3年11月29日から令和3年12月2日まで
9	産業振興部水産農林課	令和3年12月13日から令和3年12月16日まで
10	保健福祉部高齢介護福祉課	令和4年1月4日から令和4年1月7日まで
11	保健福祉部子ども課 保健福祉部子ども課すくすく親子教室	令和4年1月11日から令和4年1月14日まで
12	保健福祉部地域福祉課	令和4年1月24日から令和4年1月27日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和2年度及び令和3年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査委員の除斥

危機管理監消防課の一部監査において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、山崎長栄監査委員は除斥とした。

第5 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。
補助金交付事務	○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。 ○ 調定の時期及び手続は適正か。 ○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。
------	---

第6 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和3年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第7 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に改善を要する点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置され事務の適正かつ効率的な執行を図られたい。

（指摘事項）

建設部都市計画課、産業振興部商工観光課、保健福祉部高齢介護福祉課

補助金の交付手続は、申請書類等の確認や審査を十分に行う必要があるが、書類の一部で記載漏れ、記載誤りが認められたほか、申請は事業の代表者により行われるべきところ事務局からの申請で手続きされている事例が見られたことから、補助団体への適正な指導と職場内でのチェック機能の向上に努めるべきであると事務処理の適正化を求めた。

また、継続的な補助事業で定額等補助としている場合、補助団体の活動状況や補助金交付対象経費の支出状況を把握して適切な補助金の算定に努めるとともに、必要に応じて補助金交付要綱の改正を図るよう改善を求めた。